

出雲市新体育館整備運営事業 実施方針に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	1			事業の目的	閉鎖される出雲体育館、平田体育館、斐川第2体育館の各々の過去の利用実績は公表されますか。その利用者に対し、新体育館の利用希望調査は行われていますか。行われている場合はその結果をお示ください。またはこれに代わるような利用希望調査等があればお示ください。	前段の各体育館の過去の利用実績は、入札公告時に示します。 後段の利用希望調査については実施しておらず、それに代わる利用希望調査も実施していません。
2	2	1	(1)	オ	基本コンセプト	「多用途使用に配慮した」体育館とありますが、スポーツ以外の学会、会議、展示会、災害時の避難所等他に主だった使用目的のお考えがありますでしょうか。	市としては、「新体育館建設基本計画」に示すとおり、市内に展示会や商談会などが開催できるコンベンション施設が不足していることや、全国的に大規模災害が頻発していることに考慮して設定しています。
3	2	1	(1)	ケ	事業範囲	統括管理を行う企業を施設整備期間と維持管理運営期間で変更してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.9を参照ください。
4	3	1	(1)	ケ	運営業務	運営業務にコミュニティ関連施設運営業務の記載がありますが、コミュニティ関連施設とは何でしょうか。	要求水準書(案)(p17)3イ「整備基本方針」の表内「共用エリア」に示す施設です。
5	3	1	(1)	ケ	事業範囲 (キ)運営業務	「d アリーナ関連施設運営業務」とありますが、「要求水準書(案)」のP5には「アリーナエリア運営業務」とあります。これらは同じ業務を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	3	1	(1)	ケ	事業範囲 (キ)運営業務	「e コミュニティ関連施設運営業務」とありますが、「要求水準書(案)」のP5には「共有エリア運営業務」とあります。これらは同じ業務を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	3	1	(1)	ケ	運営業務	運営業務にコミュニティ関連施設運営業務の記載がありますが、コミュニティ関連施設とは何でしょうか。共用エリア、との理解で宜しいでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.4を参照ください。
8	3	1	(1)	コ	事業者の収入	地方債、学校施設環境改善交付金の金額を教えてください。	一括支払金の算定式を入札公告時に示します。
9	3	1	(1)	コ	事業者の収入	(ア)について、学校施設環境改善交付金が何らかの理由で不支給となった場合でも、相当額は貴市より一括で支払われるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
10	3	1	(1)	コ	事業者の収入	(ア)について、一括で支払われる設計業務・建設業務・工事監理業務及び開業準備業務に係る対価は、竣工時に支払われるという理解でよろしいでしょうか。支払時期についてご教示願います。	本施設の引渡し後、市に交付金が交付され次第、一括で支払います。

出雲市新体育館整備運営事業 実施方針に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
11	3	1	(1)	コ	事業者の収入	「学校施設環境改善交付金交付要綱」の別表1の中で本事業はどれに該当するでしょうか。	本事業は、「地域スポーツセンター新改築、改造」に該当します。
12	3	1	(1)	コ	事業者の収入	「学校施設環境改善交付金交付要綱」の別表1中、本事業が「地域スポーツセンター新改築・改造」に当たる場合、その交付額の算定は①【「文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築単価を乗じた額」に1/3を乗じ算出した額】と②【事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額】のうち【低い方の額】*1.01とされています。これより本事業において「文部科学大臣が必要と認める面積」「1平方メートル当たりの建築単価」「事業に要する経費」はそれぞれいくつでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.8を参照ください。
13	3	1	(1)	コ	事業者の収入	「一括での支払い」とは、施設整備期間中、年度ごと一括で支払われるという理解でよろしいでしょうか。支払時期についてご教示願います。	実施方針に関する質問回答No.10を参照ください。
14	3	1	(1)	コ	事業者の収入	(イ)維持管理業務及び運営業務に係る対価 市は、維持管理業務及び運営業務に係る対価について～事業者を支払う。 (ウ)その他の収入 事業者が提案し、自ら行う提案事業及び附帯事業に係る収入は、事業者の収入とする。 とありますが、その他の収入は、維持管理業務及び運営業務に充当しない提案とするとの理解でよろしいでしょうか。その場合、新型コロナ等の状況が発生した場合、市はその他の収入に相当する部分は補填しないとの理解でよろしいのでしょうか。	その他収入(自動販売機を除く)を市のサービス対価の軽減に反映することを期待しますが、入札参加者の提案に委ねます。なお、その他収入を市のサービス対価の軽減に反映した提案であっても、提案事業及び附帯事業については新型コロナウイルス感染症等不可抗力による収入減少の場合、市による本事業独自の補填は考えていません。
15	3	1	(1)	コ	事業者の収入	地方債及び学校施設環境改善交付金の活用分を一括で事業者を支払うとありますが、支払いについては設計・建設期間中に出来形に応じて支払われますでしょうか	実施方針に関する質問回答No.10を参照ください。
16	3	1	(1)	コ	事業者の収入	地方債及び学校施設環境改善交付金の金額を公表をお願い致します。	実施方針に関する質問回答No.8を参照ください。
17	3	1	(1)	コ	事業者の収入	設計・建設期間中の統括管理業務に係る対価は一括金の対象となりますでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.8を参照ください。

出雲市新体育館整備運営事業 実施方針に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
18	3	1	(1)	コ	事業者の収入	維持管理業務及び運営業務(提案事業を除く)に係る光熱水費は貴市負担(入札価格には含まれない)との理解でよろしいでしょうか。	光熱水費は事業者負担です。市は、光熱水費に関する提案に基づき、維持管理業務及び運営業務に係る対価を含めて事業者に支払います。ただし、提案事業及び附帯事業については、独立採算を想定しており、その対象外になります。
19	3	1	(1)	コ	事業者の収入	施設整備費等や維持管理業務及び運営事業に係る費用の支払い方法の記載がありませんが、一括や割賦払いの詳細、支払い時期等についてお示しいただきたい。	実施方針(p3)1コ「事業者の収入」に示すとおり、施設整備費のうち、地方債及び学校施設環境改善交付金の活用分は、施設の引渡し後、地方債の借入及び交付金の交付され次第、一括で支払います。これらを除いた対価については、維持管理・運営期間中に割賦で支払います。維持管理業務及び運営業務に係る対価については、維持管理・運営期間にわたり支払います。詳細については、入札公告時に示します。
20	3	1	(1)	コ	事業者の収入	維持管理業務及び運営業務に係る対価について、あらかじめ定める額を維持管理・運営期間にわたり業者に支払う、とありますが、市の想定する年間利用者数は公表されますか。	市が想定する年間利用者数は公表しませんが、既存の体育館の利用実績は入札公告時に示します。
21	3	1	(1)	コ	事業者の収入	(ア)記載の交付金が決定し一括して支払われるのはいつになりますでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.10を参照ください。
22	4	1	(1)	サ	事業スケジュール	引渡し及び所有権移転が開業準備期間後となっているため、SPCが不動産取得税を支払うこととなります。この立て付けであればVFMの低下は避けられません。開業準備期間前に所有権を移転しない理由を教えてください。	開業準備期間は原案のとおりとしますが、引渡し及び所有権移転は「令和6年4月30日まで」に行うよう、事業者の提案に委ねます。なお、施設は未使用の状態で引渡ししていただきますので、不動産取得税は課されないと想定しています。
23	4	1	(1)	サ	事業スケジュール(予定)	設計・建設期間は「令和3年7月～令和6年4月30日」、開業準備期間は「令和6年3月1日～令和6年4月30日」、引渡し及び所有権移転は「令和6年4月30日」とありますが、要求水準書(案)P43において「エ 開業準備期間中の本施設の維持管理業務」として「 <u>本施設の引渡しから供用開始までの間</u> の本施設の維持管理を行うこと」とあり、引渡し後に開業準備業務を行うことになっています。要求水準書(案)の記載内容を前提に、設計・建設期間は「令和3年7月～令和6年2月29日」、引渡し及び所有権移転は「令和6年2月29日」となる理解でよろしいでしょうか。	設計・建設期間及び開業準備期間は原案のとおりとしますが、引渡し及び所有権移転は実施方針に関する質問回答No.22を参照ください。要求水準書(案)の記載を修正します。

出雲市新体育館整備運営事業 実施方針に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
24	4	1	(1)	サ	事業スケジュール	開業準備期間の時期ですが、引渡し及び所有権を移転してからの実施、ではございませんか。 開業準備業務は維持管理企業及び運営企業が担うはずで、建設企業が実施するものではないと理解しています。 責任の所在を明確にするためにも、施設整備期間中の実施ではないと考えますが、いかがでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.23を参照ください。
25	4	1	(1)	ス	事業期間終了後の措置	「附帯事業として設置した施設及びその敷地については、事業期間の終了時まで除去」とありますが、「提案事業」として施設等を整備する場合は、事業期間の終了時まで除去する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	事業者所有の備品等は、事業期間の終了時まで除去してください。
26	4	1	(1)	ス	事業期間終了後の措置	事業者が付帯事業として設置した施設及びその敷地については事業期間の終了時まで除去し、更地の状態で市に返却する。とありますが、体育館本体の内部に設置した場合は内装は除去することなくそのまま引き渡すと考えてよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.25を参照ください。
27	4	1	(1)	ス	附帯事業	事業者が附帯事業として設置した施設及びその敷地については、事業期間の終了時まで除去し、更地の状態で市に返却すること、とありますが、附帯事業は独立採算事業であるため、附帯事業をSPCが実施すると附帯事業の収支変動リスクを負担することとなり、好ましくありません。ついては、附帯事業をSPCの業務とするのではなく、事業主体を別にしたうえで、一体提案とすることも可能、としていただけないでしょうか。	可能です。附帯事業をSPC以外の企業が実施する場合は、附帯事業実施企業として、構成企業の一員とさせていただきます。
28	4	1	(1)	ス	終了後の措置	付帯事業については終了時、地中埋設物も含め撤去をする必要がございますか。	附帯事業に係る地中埋設物は、事業期間の終了までに事業者で撤去してください。
29	6	2	(1)	ア	基本的な考え方	基本的な考え方として応募者が1者でも公募は成立はするでしょうか。	成立します。
30	7	2	(2)	ア	事業者の募集及び選定のスケジュール	競争的対話が設定されておりませんが、貴市と事業者との認識のずれの解消や事業者の提案をより良いものにするために入札前に対話の場を設定頂けないでしょうか。	入札説明書等に関する質問回答(2回目)の段階で実施することとします。詳細については、入札公告時に示します。
31	7	2	(2)	ア	スケジュール	サービス対価の予定額は公表されますでしょうか。	予定価格については、入札公告時に示します。
32	7	2	(2)	ア	スケジュール	入札及び提案書類の受付後にプレゼンテーション・ヒアリングは実施されるのでしょうか。	プレゼンテーション・ヒアリングは実施する想定ですが、詳細については、入札公告時に示します。

出雲市新体育館整備運営事業 実施方針に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
33	8	2	(2)	イ	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見の受付及び回答公表	「質問者の特殊な技術、…公表ない」とありますが、その場合は質問者へ個別に回答をいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	可能な限り個別に回答しますが、公平性等に配慮して判断します。なお、今回の質問、意見では、該当するものは特にないと判断しています。
34	8	2	(3)	ア	入札参加者の構成等	構成員から業務を請負う者を入札参加者として構成企業に参加させる事は可能でしょうか。	構成企業は構成員と協力企業から構成するため、構成員から業務を請け負う者は入札参加者として参加できません。
35	8	2	(3)	ア	入札参加者の構成等	SPC管理業務を担うその他企業が構成企業にならずにSPCより直接業務を受託することも可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
36	9	2	(3)	ア(ア)c	参加者の構成	「SPCから請け負った業務の一部について、第三者に委託、または下請人を使用することができる」とありますが、各業務について、責任者配置を含め再委託できない業務はありますでしょうか。	一括再委託を禁じますが、当該構成企業の責任での部分的な再委託は認めます。責任者については、その内容により判断します。
37	9	2	(3)	ア(エ)	複数提案の禁止	「資本面若しくは人事面において関係のある者」とは「直接の関係のある者」と理解してよろしいでしょうか。	実施方針(p9)2(3)のア(ウ)「複数業務の禁止」に示すとおり、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいいます。
38	9	2	(3)	イ	(ア)入札参加者の参加資格要件	bに関連し、貴市の「出雲市建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第1中には、指名停止を受ける場合として「市発注建設工事等」(別表1の7)「市内工事等」(別表1の8)といった表記が見られます。これらにおける「等」とはどのような範囲を指すのでしょうか。	別表第1は、市内において生じた事故等に基づく措置基準を規定しています。なお、「建設工事等」とは、「建設工事、物品の売買及び修理、製造の請負、役務の提供、業務の委託並びに物品の賃貸」のことです。
39	10	2	(3)	(イ)	入札参加者の参加資格要件(業務別)	a設計企業・b工事監理企業の(b)競争入札有資格者名簿に登載がない場合は、令和2年12月予定の資格審査受付までに、登載受付をお願い出来ないでしょうか。	「平成31・32年度出雲市測量、建設コンサルタント等競争入札有資格者名簿」及び「平成31・32年度出雲市建設工事競争入札有資格者名簿」に登録されていない、設計企業、工事監理企業及び建設企業において、新たに登載を希望する者は、本事業に限り、資格審査の受付までに登録を行うことができるようになります。なお、名簿登録に係る随時審査の申請受付を1週間程度設ける予定です。詳細については、入札公告時に示します。

出雲市新体育館整備運営事業 実施方針に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
40	10	2	(3)	イ	入札者の参加資格要件	a設計企業及びb工事監理企業の要件(b)に平成31・32年度の入札参加資格の記載がありますが、登録がない場合、令和2年12月の資格審査の受付までに、登録受付をお願いできないでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.39を参照ください。
41	10	2	(3)	イ	入札者の参加資格要件	a設計企業及びb工事管理企業の(b)の競争入札登録が無い場合、令和2年12月の資格審査の受付までに、登録受付をお願いできないでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.39を参照ください。
42	10	2	(3)	イ	入札参加者の構成等	設計企業、工事監理企業、建設企業において、各々が出雲市における入札有資格者名簿に登録されている者であること、とされており。現時点で登録されていない場合、資格審査受付日までに登録することができますでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.39を参照ください。
43	10	2	(3)	イ	参加資格要件	設計企業、工事監理企業、建設企業において、平成31・32年度出雲市の名簿に登録されていること、との記載がございますが、未登録企業の参加機会が排除されていますので、「ただし、名簿に登録されていない者で本事業への参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと」の文言の追記していただきますよう、よろしくお願ひします。また、資格審査の申請期間を適切に設定していただくよう、よろしくお願ひします。	実施方針に関する質問回答No.39を参照ください。
44	10	2	(3)	イ	参加資格要件	附帯事業において、参加資格要件の記載がございませんので、特に実績等は問わない、との理解で宜しいでしょうか。また、P.14に、附帯事業に係る責任及び費用は負担は、事業者が負うものとする、とございますが、SPCが附帯事業者に業務委託することは可能、との理解で宜しいでしょうか。	前段について、附帯事業を提案する場合でも、参加資格申請時に附帯事業を実施する者が構成企業に含まなくても構いませんが、含める場合は、所定の参加資格を満たす必要があります。後段については、ご理解のとおりです。
45	10	2	(3)	イ	入札者の参加資格要件	a設計企業及びb工事監理企業の要件であります(b)の競争入札登録が無い場合、令和2年12月の資格審査の受付までに、登録受付をお願いできないでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.39を参照ください。
46	11	2	(3)	イ	入札者の参加資格要件	維持管理企業、運営企業について、屋内体育施設に係る2年以上の実績を有することとありますが、ここでいう屋内体育施設とは、体育館等のアリーナ部分を有する施設のみを指していますか。	維持管理企業及び運営企業に求める屋内体育施設での実績は、体育館等のアリーナ部分を有する施設に限らず、トレーニングジムやフィットネススタジオ等も含まれます。

出雲市新体育館整備運営事業 実施方針に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
47	11	2	(3)	イ	各業務を行う者の参加資格要件	維持管理・運営業務を行う者は出雲市競争入札資格者名簿に登載されていなくとも良い理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
48	11	2	(3)	イ	(イ) c 建設企業	(e)にて「配置技術者の変更は原則として認めない」とされておりますが、転勤等やむを得ない事情がある場合は変更しても良いと理解してよろしいでしょうか。	やむを得ない事情と市が認める場合に限り、変更を認めます。
49	11	2	(3)	イ	参加資格要件	建設企業は、市内に本店を有する者を1社以上含むこと、とありますが、本店の定義をお示しいただけますでしょうか 本社でしょうか、営業所でも良いのでしょうか。	本店とは、建設業法に規定する営業所のことです。
50	11	2	(3)	イ	参加資格要件	維持管理企業、運営企業について、屋内体育施設に係る2年以上の実績を有すること、とありますが、ここでいう屋内体育施設とは、前述の屋内体育施設(体育館等のアリーナ部分を有するもの)との認識で宜しいでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.46を参照ください。
51	11	2	(3)	イ	参加資格要件	e運営企業 平成22年4月1日以降に屋内体育施設に係る2年以上の運営実績を有すること。この屋内体育施設とはどのような施設を想定していますか。	実施方針に関する質問回答No.46を参照ください。
52	12	2	(3)	エ	(イ)	3(3)イ(ア)b(9頁)において、「後段エに記載する参加資格確認基準日から入札日までの間において、市の指名停止措置を受けていないこと。」と記載されておりますので、提案書の提出翌日以後に貴市より指名停止を受けた場合には、審査対象から除外されないという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の場合は、実施方針(p12)2(3)エの(イ)または(ウ)が適用されます。
53	12	2	(3)	エ	(ウ)	3(3)イ(ア)b(9頁)において、「後段エに記載する参加資格確認基準日から入札日までの間において、市の指名停止措置を受けていないこと。」と記載されておりますので、落札者決定日の翌日以後に貴市より指名停止を受けたとしても、その事由が本事業にかかわるものではなく、事業契約は結んでいただけないという理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.52を参照ください。

出雲市新体育館整備運営事業 実施方針に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
54	12	2	(3)	エ	(ウ)	「落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は落札者と事業契約を締結しない場合がある」と記載がありますので、入札参加資格を喪失した場合でも、基本協定や仮契約は締結頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.52を参照ください。
55	13	2	(5)	イ	SPCの設立	本施設をSPCの所在地として登記することは可能でしょうか。	可能です。
56	13	2	(5)	イ	SPCの設立	資本金について、本事業を運営するに当たり、妥当な資本金との記載が御座いますが、貴市として想定される資本金額は御座いますでしょうか。また、資本金でなくとも資本性を有すると認識しうる株主劣後融資等が存在する場合、当該借入金額も勘案されるとの認識でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
57	13	2	(5)	イ	SPCの設立	本事業は金融機関よりプロジェクトファイナンスにて資金を調達することが想定されますので、当該資金調達に要する各種担保権設定についてはご承諾いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	13	2	(5)	イ	特別目的会社の設立等の要件	代表企業が出資比率最大を保つならば、例えば施設整備期間を境に事業期間中で代表企業を交代することは可能でしょうか。また事業リスクに見合う資本構成とするため、減資することも可能と考えて宜しいでしょうか。	前段については、代表企業の交代は想定していませんが、協議により認める場合もあると考えています。後段については、入札公告時に、事業期間中に維持すべき最低限の出資金額を示します。
59	13	2	(5)	イ	SPCの設立	落札者は、本事業を実施するため、特定事業仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社として本事業を運営するに当たり、妥当な資本金を持った特別目的会社(SPC)を市内に設立すること、とありますが、所在地を本施設とすることは可能でしょうか。	実施方針に関する質問回答No.55を参照ください。
60	13	2	(5)	イ	特別目的会社(SPC)の設立等の要件	全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。とありますが、応募する時点で、銀行からの融資に対してSPCの株式に担保権を設定することで事前に合意したりします。銀行との事前の合意は、この文面の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

出雲市新体育館整備運営事業 実施方針に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
61	16	4	(3)		駐車場	駐車場の必要台数の算定根拠をご提示頂けませんでしょうか。	市の大会開催時の実績や同規模程度の体育館施設の事例をもとに算定しています。
62	16	4	(2)		利用時間	延長については事業者の提案によるとありますが、短縮は出来ないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	16	4	(2)		開館日	災害・感染症などで休館が必要な場合の判断は市との協議で決定がなされますでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	16	4	(2)		施設概要	休館日を設ける場合は、事業者の提案による、とありますが、休館日の設定日数が評価に影響を及ぼしますか。また、9時00分から22時00分までは開館する、とありますが、施設全体を開館する前提でしょうか。利用の無い施設部分については閉館することも可能でしょうか。	前段については、入札公告時に示します。後段については、部分閉館を設定する考えはありません。なお、附帯事業の営業日及び営業時間については、事業者の提案に委ねます。
65	16	4	(2)		利用時間	開館時間については事業者の判断で早めたり、短縮する事は可能でしょうか。	開館時間を早めること、短縮することは認められません。
66	16	4	(2)		開館日	新型コロナウイルスや災害など閉館の対応が必要な場合は、御市と協議の上で決定されますでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	16	4	(1)		立地条件 その他規制等	島根県立大学出雲キャンパス周辺景観形成地域においては、「建物の高さは原則として15m以下とすること」という景観形成基準がありますが、建物の高さは平均地盤面からの高さでしょうか。それとも前面道路からの高さでしょうか。	景観計画に示す「建物の高さ」は、平均地盤面からの高さを示します。
68	16	4	(1)		立地条件	前面道路について、北側道路の幅員が3.7mと記載がありますが、セットバックの要否はいかがでしょうか。	道路幅員拡幅の計画はありませんので、セットバック不要です。
69	16	4	(1)		前面道路	北側の道路は車両の出入口として使わない方が宜しいでしょうか。	使用して問題はありません。要求水準書(案)(p18)3(2)ア(ア)「配置計画」を踏まえ、提案してください。
70	19	7	(3)		株式会社民間資本等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて	出融資の対象事業であるが、必ずしも出融資を受ける必要が有るかご教示下さい。	当該機構からの出融資は必須ではなく、入札参加者の提案に委ねます。

出雲市新体育館整備運営事業 実施方針に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
71	19	7	(3)		株式会社民間資金等活用事業推進機構	入札参加者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として提案(応募)することができる、とありますので、当該機構の利用が必須ではない、との理解で宜しいでしょうか。 また、評価への影響はない、との理解で宜しいのでしょうか。	前段については、実施方針に関する質問回答No.70を参照ください。 後段については、ご理解のとおりです。
72	21	別紙1	(13)		リスク分担表(案) 金利変動リスク	整備業務にかかる対価が割賦払いの場合、基準金利の下限は0%であるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
73	21	別紙1	共通	(11)	不可抗力リスク	リスク負担者において事業者が従分担とされておりますが、事業者が分担すべきリスクの内容を明示いただけますでしょうか。	入札公告時に事業契約書(案)で規定します。
74	21	別紙1			リスク分担表(案)	市との事業契約の締結後において、新型コロナウイルス等の感染拡大による事業の変更・延期・中止及び費用増加は、不可抗力事由として取り扱ってもらえるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に事業契約書(案)で規定します。なお、新型コロナウイルス感染症にかかるリスクは不可抗力として考えます。
75	21	別紙1				不可効力リスク、物価変動リスクについて、事業者に「▲」(従分担)とありますが、従分担の内容について、お示し頂けないでしょうか。	入札公告時に事業契約書(案)で規定します。
76	21	別紙1				基準金利確定日以降の金利変動リスクは事業者となっておりますが、想定されている割賦金利についてお示しください。	入札公告時に事業契約書(案)で規定します。
77	21	別紙1				不可抗力リスクのうち、事業者負担となる内容を具体的にお示しいただけませんか。	入札公告時に事業契約書(案)で規定します。
78	21	別紙1			リスク分担表	落札後に議会否決により契約に至らなかった場合のリスクは、事業者がコントロールできることではないので、貴市が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に事業契約書(案)で規定します。 なお、議会で否決された場合であって、契約を締結しないことにより事業者が発生したいかなる損害についても市は責任を負いません。
79	21	別紙1			リスク分担表	今般のコロナ禍等の感染症リスクは貴市が負担するものとして考えてよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.74を参照ください。
80	21	別紙1			リスク分担表	近年の酷暑等により光熱水費を事業者があらかじめ算定することは困難となりつつあります。ここに記載がない光熱水費リスクについては貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.18を参照ください。

出雲市新体育館整備運営事業 実施方針に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
81	21	別紙1			リスク分担表	(11) 不可抗力リスク 市又は事業者のいずれの責にも帰することのできない自然的又は人為的現象に起因するリスクには疫病(新型コロナウイルスなど)も含まれているとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	21	別紙1			リスク分担表(案)	(11) 不可抗力リスクについて、▲従分担はどのような分担を考慮しておられますでしょうか。	入札公告時に事業契約書(案)で規定します。
83	21	別紙1			リスク分担表(案)	(12) 物価変動リスクについて、▲従分担はどのような分担を考慮しておられますでしょうか。	入札公告時に事業契約書(案)で規定します。
84	21	別紙1			リスク分担表(案)	遺構・遺物が発見された場合のリスクは、(17) 用地確保リスクと考慮して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	21	別紙1			リスク分担表(案)	工事着手後、遺構等に関わる物が露出した場合の工事中断等のリスクは、考慮されているでしょうか。	実施方針(p22)リスク分担表(案)「(17) 用地確保リスク」に該当します。詳細については、入札公告時に示します。
86	21	別紙1			リスク分担表(案)	(11) 不可抗力リスクの項で事業者負担が▲担っていますが、どういうケースで事業者の負担をお考えでしょうか。また、今回のコロナ禍のような事態が発生した場合の工事中断等の負担の位置づけはどうお考えでしょうか。	前段については、入札公告時に事業契約書(案)で規定します。 後段については、実施方針に関する質問回答No.74を参照ください。
87	22	別紙1			施設利用者変動リスク	施設利用者変動リスクについて両者に印がありますが、具体的な分担割合や内容をお示ください。	使用料による収入は市に帰属し、リスクは市が負担しますが、提案事業及び附帯事業による収入は事業者が帰属し、リスクは事業者が負担します。
88	22	別紙1				設計瑕疵リスクについて、設定期間内に発見された設計の契約不適合に関するリスクとありますが、「設計期間内」の誤りでしょうか。	設定期間とは、事業契約に規定する契約不適合責任期間のことを意味します。
89	22	別紙1				施設劣化リスクについて、事業者の責に帰すべき事由(適切な維持管理業務を怠ったこと等)による施設の劣化の修繕については、貴市負担、あるいは事業者にて実施して貴市に請求、いずれかで対応するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の責に帰すべき事由による施設劣化に対する修繕は、事業者の負担です。

出雲市新体育館整備運営事業 実施方針に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
90	22	別紙1				技術革新リスクについて、事業者のリスクとなっておりますが、具体的にどのようなリスクを想定していますでしょうか。技術革新に伴い施設・設備が陳腐化した場合においても、当初の要求水準、提案内容を充足していれば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、具体の列挙はしませんが、長期の維持管理・運営を行っていく上で、業務が非効率となったり、利用者へのサービスが著しく低下することがないように施設・設備の陳腐化に対応していただくことを考えています。また、提案事業及び附帯事業に係る技術革新リスクについては事業者負担であることを想定しています。 後段については、そのような場合も要求水準の未達にはあたらないと考えますが、市としては事業者の対応可能な範囲内での施設・設備の更新を期待しています。
91	22	別紙1			リスク分担表	(25)施設損傷リスクについて、施設利用料は市へ納付することになっていますが、施設利用者による損傷は誰のリスクになりますか。また、選挙等で市が利用された時の損傷は市のリスクと考えてよろしいでしょうか。	選挙等による市の利用も含め、施設損傷の責任は利用者にあると考えます。その対応は、基本的には事業者が実施すべき業務です。なお、原因者不明な場合は不可抗力認定することも考えられます。
92	22	別紙1			施設利用者変動リスク	施設利用者数の変動による収入の増減に関するリスクについて、市と事業者の両方に黒丸がついていますが、リスク分担内容や比率など、市の考えを具体的に示していただけますでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.87を参照ください。
93	22	別紙1			リスク分担表	(23)施設利用者変動リスク 「市」「事業者」双方が主分担となっておりますが、間違いはないでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.87を参照ください。
94	22	別紙1 リスク分担表(案)	維持管理・運営リスク	(23)	施設利用者変動リスク	施設利用者数の変動による収入の増減に関するリスクが、市と事業者共に●がついており、リスクが不明確となっています。他の項目と同じように、事業者の責めに帰すべき事由による場合は事業者、上記以外の事由による場合は市との理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.87を参照ください。
95	22	別紙1	維持管理・運営リスク	(23)	施設利用者変動リスク	貴市、事業者双方に●がついておりますが、事業者のリスクとなるのは、提案事業及び付帯事業に係るリスクのみとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.87を参照ください。
96	22	別紙1	維持管理・運営リスク	(24)	施設劣化リスク	適切な維持管理業務を怠ったこと以外による劣化については、修繕費用を貴市にご負担いただけるのでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.155を参照ください。

出雲市新体育館整備運営事業 実施方針に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
97	22	別紙1	維持管理・運営リスク	(25)	施設損傷リスク	利用者又は第三者による施設損傷については、修繕費用を貴市にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.91を参照ください。
98	22				リスク分担表	(23)施設利用者変動リスクの主分担が市・事業者双方になっておりますが、変動リスクについては双方で享受する理解でしょうか。また、本施設の光熱水費のリスク分担の考え方が記載されていないですがご教示下さい。	前段については、実施方針に関する質問回答No.87を参照ください。 後段については、実施方針に関する質問回答No.18を参照ください。